大船渡市有住宅条例（平成24年大船渡市条例第２号）による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	大船渡市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1 ： 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	大船渡市有住宅条例（平成24年大船渡市条例第２号）による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	19	
③番号法別表第２の項	31	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１　第１の項 大船渡市有住宅条例（平成24年大船渡市条例第２号）による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第１条、第２条	大船渡市有住宅条例（平成24年大船渡市条例第２号）第1条、第２条
⑥事務の趣旨又は目的	（この法律の目的）第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（用語の定義）第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一　地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。二　公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。	（趣旨）第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２の規定に基づき、市有住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。（用語の定義）第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（１）市有住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に該当しないものをいう。（２）共同施設 児童遊園、集会所その他市有住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

⑦独自利用事務の関連規範		大船渡市有住宅条例（平成24年条例第２号）大船渡市有住宅条例施行規則（平成24年規則第27号）大船渡市営住宅条例（平成9年条例第１号）

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号	大船渡市有住宅条例第6条、第７条、第11条
②事務の内容	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務	大船渡市有住宅条例第7条、第11条において準用する大船渡市営住宅条例（平成９年大船渡市条例第１号。以下「市営住宅条例」という。）第30条第１項及び第32条第１項の家賃の決定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ｲ	大船渡市有住宅条例第6条、第７条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅条例第２条第１号の市有住宅の入居者又は同居者（以下「市有住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ﾛ	大船渡市有住宅条例第6条、第７条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ﾊ	大船渡市有住宅条例第6条、第７条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ﾆ	大船渡市有住宅条例第6条、第７条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号	市有住宅条例第6条、第8条、第11条、市有住宅条例施行規則第6条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	市有住宅条例第８条（市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第30条第３項及び第32条第３項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭、市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第18条第２項の敷金又は市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第55条第２項の駐車場の使用料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号ｲ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号ﾛ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号ハ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条、市有住宅条例施行規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号ニ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号	市有住宅条例第6条、第8条、第11条、市有住宅条例施行規則第5条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市有住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号	市有住宅条例第6条、第8条、第11条

②事務の内容	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	市有住宅条例第８条（市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第30条第３項及び第32条第３項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭、市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第18条第２項の敷金又は市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第55条第２項の駐車場の使用料の徴収の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号ｲ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号ﾛ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号ﾊ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号ﾆ	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号	市有住宅条例第6条、第8条、第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市有住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号	市有住宅条例第6条、第11条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第８条及び第９条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ｲ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ﾛ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ハ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ニ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市有住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号	市有住宅条例第6条、第11条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第12条又は第13条の市長の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号イ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号ﾛ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号ﾊ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号ﾆ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市有住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項7号	市有住宅条例第６条、第11条
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務	市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第31条第１項の明渡しの請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項7号ｲ	市有住宅条例第６条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項7号ﾛ	市有住宅条例第６条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項7号ﾊ	市有住宅条例第６条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項7号ﾆ	市有住宅条例第６条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項8号	市有住宅条例第6条、第11条
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第七項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第31条第４項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項8号ｲ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項8号ﾛ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項8号ﾆ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項8号	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市有住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務8		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項9号	市有住宅条例第6条、第11条
②事務の内容	公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務	市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第33条のあっせん等に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項9号ｲ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項9号ﾛ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項9号ﾊ	市有住宅条例第6条、第11条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市有住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項9号ﾆ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務9

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項10号	市有住宅条例第6条、第11条
②事務の内容	公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務	市有住宅条例第11条において準用する市営住宅条例第41条第１項の明渡しの請求に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項10号ｲ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項10号ﾛ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	市有住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項10号ニ	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	市有住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項10号	市有住宅条例第6条、第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市有住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第９条第２項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.